

## 「オキサチアピプロリン」、「ピリベンカルブ」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「スピノサド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 3 年 3 月  
医薬・生活衛生局食品基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定することとしている。

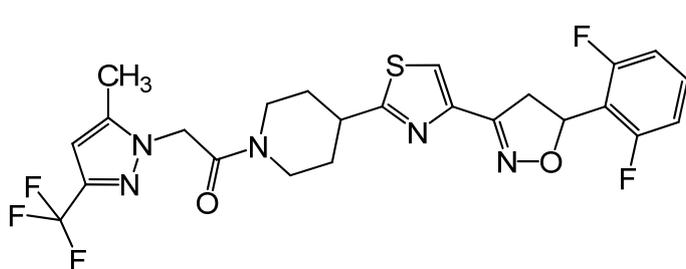
1. オキサチアピプロリン（農薬）
2. ピリベンカルブ（農薬）
3. ベンチアバリカルブイソプロピル（農薬）
4. スピノサド（農薬及び動物用医薬品）

## オキサチアピプロリン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年1月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	オキサチアピプロリン(Oxathiapiiprolin)	
構造式	 <p>(ラセミ体、R体:S体=1:1)</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペリジニル・チアゾール・イソキサゾリン系の殺菌剤である。菌糸の伸長抑制、孢子形成阻害等により、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:ばれいしょ、トマト等 <b>今回、ももへの適用拡大申請</b> 使用方法:散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 4 mg/kg 体重/日 (2016) ARfD = 設定の必要なし (2016)
	国際基準	ぶどう、ブロッコリー等
	諸外国	米国:かんきつ類、トマト等 カナダ:レモン、キャベツ等 EU:ぶどう、トマト等 豪州:たまねぎ、レタス等 ニューージーランド:たまねぎ
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成27年 3月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成28年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 9月 6日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 令和元年 7月31日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年10月15日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 3.4 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ピリベンカルブ

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年3月24日及び12月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリベンカルブ (Pyribencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンジルカーバメート系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害し、胞子発芽阻止、胞子発芽以降の宿主への侵入防止により、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 小麦、りんご等 <b>今回、にんにく、オクラ等への適用拡大申請</b>	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成21年 8月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 5月12日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成28年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成29年11月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 1月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.039 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 1.1 mg/kg体重</p>	

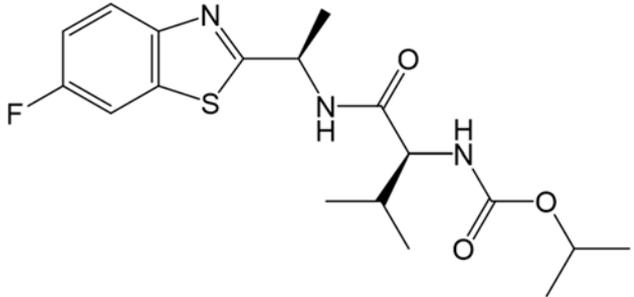
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ベンチアバリカルブイソプロピル

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年3月24日及び11月18日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル(Benthiavalicarb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミドカーバメート系殺菌剤である。細胞壁構成成分であるセルロース繊維の生合成を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:きゅうり、トマト等 <b>今回、さといも及びまくわうりへの適用拡大申請</b> 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:ぶどう、トマト等 カナダ:ぶどう、トマト等 EU:ぶどう、トマト等 豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成15年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年11月16日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 3月13日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成22年 2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 2月10日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【4】</b> 平成24年 5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【5】</b> 平成25年12月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月24日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【6】</b> 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【7】</b> 平成31年 4月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	

	令和元年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.069 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし
--	--

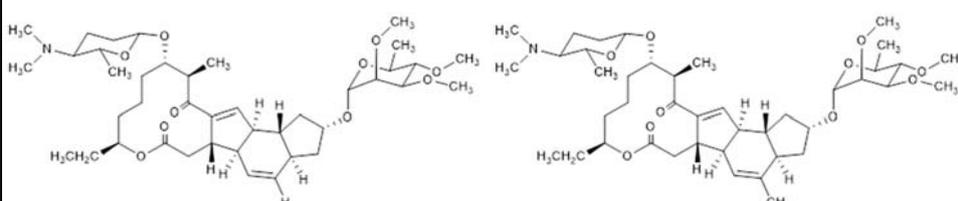
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# スピノサド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年 10 月 16 日、農林水産省から追加資料の提出に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	スピノサド (Spinosad)	
構造式	 <p style="text-align: center;">スピノシンA(72%以上)                      スピノシン D(4.0%以上)</p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>土壌放線菌由来のマクロライド系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体の活性化に参与する働きやGABA受容体の機能に影響し、昆虫の神経伝達系に参与し、不随意筋の収縮を引き起こし、体の痙攣とともに衰弱させ、殺虫作用を示すと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p><b>【農薬】</b>            農薬登録がなされている。            適用作物: キャベツ、りんご等  <b>今回、茶の追加資料提出</b>            使用方法: 散布等</p> <p><b>【動物用医薬品】</b>            承認されている。            対象: 鶏舎            使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での状況	<p>JMPR</p> <p>国際基準</p> <p>諸外国</p>	<p>ADI = 0.02 mg/kg 体重/日 (2001)            ARfD = 設定の必要なし (2001)</p> <p>りんご、トマト等</p> <p>米国: バナナ、マンゴー等            カナダ: りんご、トマト等            EU: ぶどう、レタス等            豪州: ぶどう、畜産物等            ニュージーランド: ぶどう、トマト等</p>

<p>食品安全委員会 での評価等</p>	<p>【1】 平成16年12月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年12月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 4月 8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成26年10月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 1月 7日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 平成29年 5月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 1月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.024 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 設定の必要なし</p>
--------------------------	--

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【オキサチアピプロリン】

・作物残留試験

【ピリベンカルブ】

・作物残留試験

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

・作物残留試験

【スピノサド】

・作物残留試験